

業務再点検結果報告

部署名	食糧貿易課
部署の業務内容	麦類及び輸入飼料の買入れ・販売の実施に関すること。輸入米穀の買入れの実施に関すること。米穀の輸出入の届出の受理に関すること。KR援助に関すること。

1. 基本的視点に関する点検

	項目	対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	○	輸入食糧小麦売渡価格改定時において、製粉各社、二次加工業者、消費者団体に出向き関係資料を手交し説明を行っており、関係各位からの意見を聴取している。その際、情報の提供、説明等について丁寧な対応に心がけている。米穀の個人輸出入の届出において問い合わせがあるが、各自わかりやすい説明に心がけるようにしている。	
		○		
	苦情、要請等への対応	×		苦情、要請等については、対応記録簿を作成し、その内容に基づき必要な対応方針を課・部単位で策定することとしている。しかし、当課は米の輸出入に関する照会・問い合わせが主であり、国民からの要請や苦情を直接受ける機会がなく、ともすれば自分たちは該当がないと錯覚してしまうきらいがある。課内では、農林水産省職員の一人として同じ意識を持たなければならない旨の確認をしている。
		○		
		×		
		-		
基本的な視点(つづき)	政策の目的・効果に関する説明	×	具体的な取組みは行っていないが、関係機関(製粉各社、二次加工業者、消費者団体)への情報提供や意見交換を行なう時には、自給率向上の取組みへの理解を求めている。	
		×		
		-		
		×		
		-		
		×		
		×		
基本的な視点(つづき)	業の振興と消費者の利益	-		
		○		
		○		

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「-」を付す。

2.食の安全業務についての点検

		項 目	対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	①部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	輸入米麦については、安全性が確認されてから検収、買入れを行なうことになっている。具体的には、積地において残留農薬やカビ毒の検査を行い、着地においても同様の検査を行なっている。
	業務の見直し	②BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	輸入米麦について、食品衛生法に違反したものは政府買入れを行なわないとともに、事故品については廃棄処分時の立会を徹底し、横流れ防止に努めている。定期的な検証は行なっていないが、安全性検査の検査証明書が発行されるためそこでチェックしている。
		③見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×	
		④部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	○	
		⑤部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○	
食の安全業務についての点検(つづき)	業務の見直し(つづき)	⑥その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	○	
		⑦フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		⑧その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	○	
		⑨他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		⑩おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		⑪第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
影響可能性の確認	⑫食の安全に関する業務でないといわれているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	すべての業務が食の安全に関わっていると考えている。	

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「—」を付す。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	